

議案第 25 号

川崎市市民館条例及び川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の 制定について

川崎市市民館条例及び川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例を次
とおり制定する。

平成 24 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市市民館条例及び川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例 (川崎市市民館条例の一部改正)

第 1 条 川崎市市民館条例（昭和 47 年川崎市条例第 38 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 21 条第 4 項中「並びに」を「、家庭教育の向上に資する活動を行う者、」
に改め、「ある者」の次に「並びに市民」を加える。

(川崎市教育文化会館条例の一部改正)

第 2 条 川崎市教育文化会館条例（昭和 42 年川崎市条例第 18 号）の一部を
次のように改正する。

第 21 条第 4 項中「並びに」を「、家庭教育の向上に資する活動を行う者、」
に改め、「ある者」の次に「並びに市民」を加える。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

社会教育法の一部改正に伴い、市民館運営審議会及び教育文化会館運営審議会の委員に係る委嘱又は任命の基準を改めるため、この条例を制定するものである。